

令和2年4月6日

町内小中学校の保護者様

大口町教育委員会

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る小中学校の
臨時休業の措置に関するお知らせ

学校における教育活動の再開に向けて、感染症拡大防止の対策について検討し、準備を進めていましたが、国内及び県内における新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、愛知県教育委員会より4月19日（日）までの臨時休業の要請がなされました。

近隣における感染拡大の状況もあり、本町としましては、以下のように小中学校の臨時休業措置を決定しましたので、ご理解ご協力をお願いいたします。

1 臨時休業期間

令和2年4月8日（水）から令和2年4月19日（日）まで

※ 4月7日（火）は、感染拡大防止の対策を十分に講じ、新年度における学級編制の確定と顔合わせ、今後の連絡のための登校日とします。

2 臨時休業における対応

- ・ 部活動についても、期間中休止とします。
- ・ 授業の再開は4月20日（月）を予定していますが、新型コロナウイルス感染症の状況は不透明であるため、状況を注視して判断していきます。
- ・ 感染症の状況により、今後の対応については、随時学校から情報を発信します。
- ・ 小中学校の休業により、実施できなかった授業時間の確保については、夏休み期間の短縮等を含め検討していきます。
- ・ 休業期間中、自宅等で過ごすことが難しい児童の居場所確保については、児童クラブで一元的に行う予定です。

小学校の施設を利用するなど、感染拡大防止の措置に関して最大限の努力はするものの、感染のリスクは心配されます。できるだけご家庭で過ごせる方法を講じていただくとともに、様々な状況を鑑みながら利用についてはご判断ください。（児童クラブに関する問合せ先：福祉こども課 94-1222）

3 お願い

- ・ 感染症の蔓延防止のため、不要不急の外出は控え、ご家庭でも感染症対策にご協力ください。
- ・ 毎朝の検温を行い、健康状態を十分に確認してください。
- ・ 疑われる症状がある場合は、電話相談窓口【帰国者・接触者相談センター（江南保健所）0587-55-1699】へお願いいたします。また、学校へもご連絡ください。